

福岡県公報

平成21年5月20日
第2967号

目次

告示(第852号-第859号)

県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
公 告			
平成21年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課)	6
落札者等の公示	(県営住宅課)	7
落札者等の公示	(警察本部会計課)	8
有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(水産振興課)	8
意見募集の結果の公示	(農林水産物安全課)	8
公 安 委 員 会			
機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	9
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	10

告 示

福岡県告示第852号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営猪国(2)地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し	平成21年5月20日から 平成21年6月17日まで	田川市役所

福岡県告示第853号

大木町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
末 永 菊 政	三潨郡大木町大字高橋513番地2
小 林 良 充	" " 大字大藪1027番地
松 永 稔 久	" " 大字奥牟田835番地3
荒 卷 利 三	" " 大字筏溝811番地
中 島 宗 昭	" " 大字三八松324番地
野 口 秀 文	" " " 1435番地
高井良 茂 喜	" " 大字蛭池1393番地1
松 枝 恒 男	" " " 1825番地
北 島 壽	" " 大字侍島491番地1
馬 場 正 春	" " 大字八町牟田811番地3
益 田 重 樹	" " 大字絵下古賀491番地3
岡 崎 弘 實	" " 大字上八院1200番地
熊 丸 渡	" " 大字上木佐木67・68番地

川村善儀	三潞郡大木町大字上木佐木572番地1
鶴岡藤記	" " 大字上牟田口517番地
中島藤美	" " 大字横溝3144番地1
内藤勝幸	" " " 1783番地
栗丸松次郎	" " " 2802番地1
松枝茂行	" " 大字笹淵642番地1
今村利光	" " 大字前牟田397番地
田中和美	" " 大字福土784番地
矢加部豊	" " 大字大角219番地1
権藤守雄	久留米市城島町江上717番地
後藤収	" " 江上上631番地

2 退任監事

氏名	住所
大藪昌佐	三潞郡大木町大字高橋157番地
中村義幸	" " 大字上八院570番地・571番地
池田信義	" " 大字横溝2072番地

3 就任理事

氏名	住所
山浦義人	三潞郡大木町大字高橋162番地2
池上博敏	" " 大字大藪346番地2
北原寛瑞	" " 大字奥牟田265番地
荒巻利三	" " 大字筏溝811番地
馬場繁斗	" " 大字三八松780番地
廣松和正	" " " 1739番地3
熊本英利	" " 大字蛭池1040番地2
松枝恒男	" " " 1825番地
北島壽	" " 大字侍島491番地1

眞崎萬次	三潞郡大木町大字八町牟田1294番地
吉田光伸	" " 大字絵下古賀375・376番地合併1
岡崎弘實	" " 大字上八院1200番地
熊丸渡	" " 大字上木佐木67・68番地
川村一明	" " 大字上木佐木643番地
近藤純久	" " 大字上牟田口374番地
中島藤美	" " 大字横溝3144番地1
内藤勝幸	" " " 1783番地
中島道人	" " " 1089番地
松枝茂行	" " 大字笹淵642番地1
今村利光	" " 大字前牟田397番地
田中和美	" " 大字福土784番地
井手正宏	" " 大字大角764番地
池口茂雄	久留米市城島町江上本1594番地1
酒井良廣	" " 江上758番地10

4 就任監事

氏名	住所
廣松郷士	三潞郡大木町大字三八松2165番地
松枝文雄	" " 大字蛭池189番地
田中繁	" " 大字笹淵465番地

福岡県告示第854号

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
海田善五	大川市大字道海島665番地
徳永正二	" " 183番地
諸富誠	" " 401番地
吉田節夫	" " 698番地1
樺島正彦	" " 668番地

2 退任監事

氏名	住所
海田孝重	大川市大字道海島693番地3
海田和博	" " 499番地

3 就任理事

氏名	住所
海田善五	大川市大字道海島665番地
吉田節夫	" " 698番地1
諸富誠	" " 401番地
樺島正彦	" " 668番地
池松英	" " 189番地

4 就任監事

氏名	住所
海田孝重	大川市大字道海島693番地3
海田和博	" " 499番地

福岡県告示第855号

鹿毛馬土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

就任監事

氏名	住所
安藤信之	飯塚市鹿毛馬1790番地

福岡県告示第856号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
甲 勝	久留米市善導寺町木塚865番地

福岡県告示第857号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月の浦谷	大野城市大字牛頸（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
桑の浦谷(1)	大野城市平野台1丁目、平野台2丁目、平野台3丁目、平野台4丁目、牛頸1丁目及び牛頸2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
桑の浦谷(2)	大野城市平野台3丁目、平野台4丁目及び牛頸1丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流

桑の浦谷(3)	大野城市平野台1丁目、平野台3丁目、平野台4丁目、牛頸1丁目及び牛頸2丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
桑の浦谷(4)	大野城市平野台1丁目、平野台3丁目、平野台4丁目、牛頸1丁目及び牛頸2丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
大らか谷	大野城市大字牛頸（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
牛頸川	大野城市大字牛頸（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
長者原谷	大野城市大字牛頸（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
釜蓋谷	大野城市大城4丁目、大城5丁目及び大字瓦田（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
乙金谷	大野城市大字乙金（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
大城谷	大野城市大字乙金（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
中谷(1)	大野城市中3丁目、乙金東1丁目、乙金東3丁目、川久保2丁目、川久保3丁目及び大字中（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
中谷(2)	大野城市中3丁目、乙金東1丁目、乙金東3丁目、川久保2丁目、川久保3丁目及び大字中（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
中谷(3)	大野城市中3丁目、乙金東1丁目、乙金東3丁目、川久保2丁目、川久保3丁目及び大字中（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
中谷(4)	大野城市中3丁目、乙金東3丁目及び大字中（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
御陵谷	大野城市中1丁目及び大字中（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流

席田谷	大野城市中1丁目及び大字中（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
平野台(1)	大野城市平野台4丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野台(a)	大野城市平野台4丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野台団地(1)	大野城市牛頸3丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野台団地(3)	大野城市平野台1丁目及び牛頸3丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牛頸	大野城市平野台2丁目及び平野台4丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牛頸(a)	大野城市牛頸1丁目及び牛頸2丁目（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牛頸(2)	大野城市牛頸3丁目及び大字牛頸（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牛頸3丁目	大野城市牛頸3丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑ヶ坂	大野城市畑ヶ坂1丁目及び若草2丁目（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若草(a)	大野城市畑ヶ坂1丁目及び若草2丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井手	大野城市大字牛頸及びつつじヶ丘4丁目（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘	大野城市つつじヶ丘2丁目、つつじヶ丘3丁目及び南ヶ丘7丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘4丁目	大野城市つつじヶ丘4丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘(a)	大野城市旭ヶ丘1丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘(b)	大野城市旭ヶ丘1丁目及び旭ヶ丘2丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

下大利(a)	大野城市下大利4丁目(別紙図面33に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大城2丁目	大野城市大城2丁目、乙金3丁目及び大字乙金(別紙図面34に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金(a)	大野城市乙金3丁目(別紙図面35に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金(b)	大野城市大字乙金(別紙図面36に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金2丁目	大野城市乙金2丁目(別紙図面37に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐山団地(1)	大野城市乙金東1丁目及び乙金東2丁目(別紙図面38に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐山団地(2)	大野城市乙金東1丁目(別紙図面39に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金東(a)	大野城市乙金東2丁目(別紙図面40に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金東1丁目	大野城市乙金東1丁目(別紙図面41に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金東2丁目	大野城市乙金東2丁目(別紙図面42に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙金東3丁目	大野城市乙金東3丁目(別紙図面43に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
中(a)	大野城市中2丁目(別紙図面44に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
中(b)	大野城市中1丁目(別紙図面45に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
中	大野城市中1丁目、中2丁目及び大字中(別紙図面46に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から46までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県那珂土木事務所及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第858号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
月の浦谷	大野城市大字牛頸(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
桑の浦谷(4)	大野城市平野台4丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
牛頸川	大野城市大字牛頸(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
乙金谷	大野城市大字乙金(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
大城谷	大野城市大字乙金(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
中谷(1)	大野城市大字中(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
中谷(3)	大野城市大字中(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
中谷(4)	大野城市大字中(別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり

御陵谷	大野城市大字中（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
席田谷	大野城市大字中（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
牛頸3丁目	大野城市牛頸3丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
つつじヶ丘4丁目	大野城市つつじヶ丘4丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
乙金東1丁目	大野城市乙金東1丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
乙金東2丁目	大野城市乙金東2丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から14までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県那珂土木事務所及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第859号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市鶴田字今橋1058 - 26から1058 - 28まで、1071 - 5、1072 - 1、及び1072 - 7から1072 - 9まで、並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮若市宮田3673番地3

株式会社 双一開発 代表取締役 島本 昌典

公 告

公告

平成21年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

特に制限はない。

ただし、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成21年8月4日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市南区玉川町22番1号 第一薬科大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部、受験票1部及び写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）1枚並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住又は勤務する受験者にとっては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉環境事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にとっては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉環境事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住及び勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成21年6月17日（水曜日）から同年6月26日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、

福岡市の各区保健福祉センターにあっては、午前9時から午後5時まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成21年6月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成21年9月4日（金曜日）午前9時に薬務課、県保健福祉環境事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの県保健福祉環境事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

県営住宅管理システム運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡コンピューターサービス株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

43,711,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る物品の名称

リサイクルトナーカートリッジ単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成21年4月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社オーニシ

(2) 住所

福岡市博多区博多駅南5-15-32

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

リサイクルトナーカートリッジ (RET-2200X11-P) 6,279円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-2200X12-P) 6,279円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L2650-11P) 6,625円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L2650-12P) 6,058円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L2300-11P) 2,971円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L2300-12P) 4,567円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L2800-11P) 4,914円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L2800-12P) 4,683円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L3650-11P) 6,510円

リサイクルトナーカートリッジ (RET-L3650-12P) 7,770円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成21年3月6日

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

公告

「飲食品等の品質表示基準の違反に係る指示及び公表の指針の一部改定」案について、平成21年3月17日から平成21年4月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年4月24日付けで施行しました。

平成21年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

農林水産部農林水産物安全課

電話：092 - 643 - 3518

メールアドレス：nouan@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第134号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成21年5月20日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年7月14日（火）から同年7月16日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

30名

4 受講申込方法等

(1) 受付期間

平成21年6月17日（水）から同年6月22日（月）までの午前9時00分から午後5時45分までの間（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条

第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午後5時45分までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第135号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成21年5月20日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
---------	---------	---------

平成21年7月23日（木）から同年7月30日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	--	-------------------------------------

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 必要書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

ア 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

ウ 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成21年6月29日（月）から同年7月2日（木）までの午前9時00分から午後5時45分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午後5時45分までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

7 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

8 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

9 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034

-) 又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。